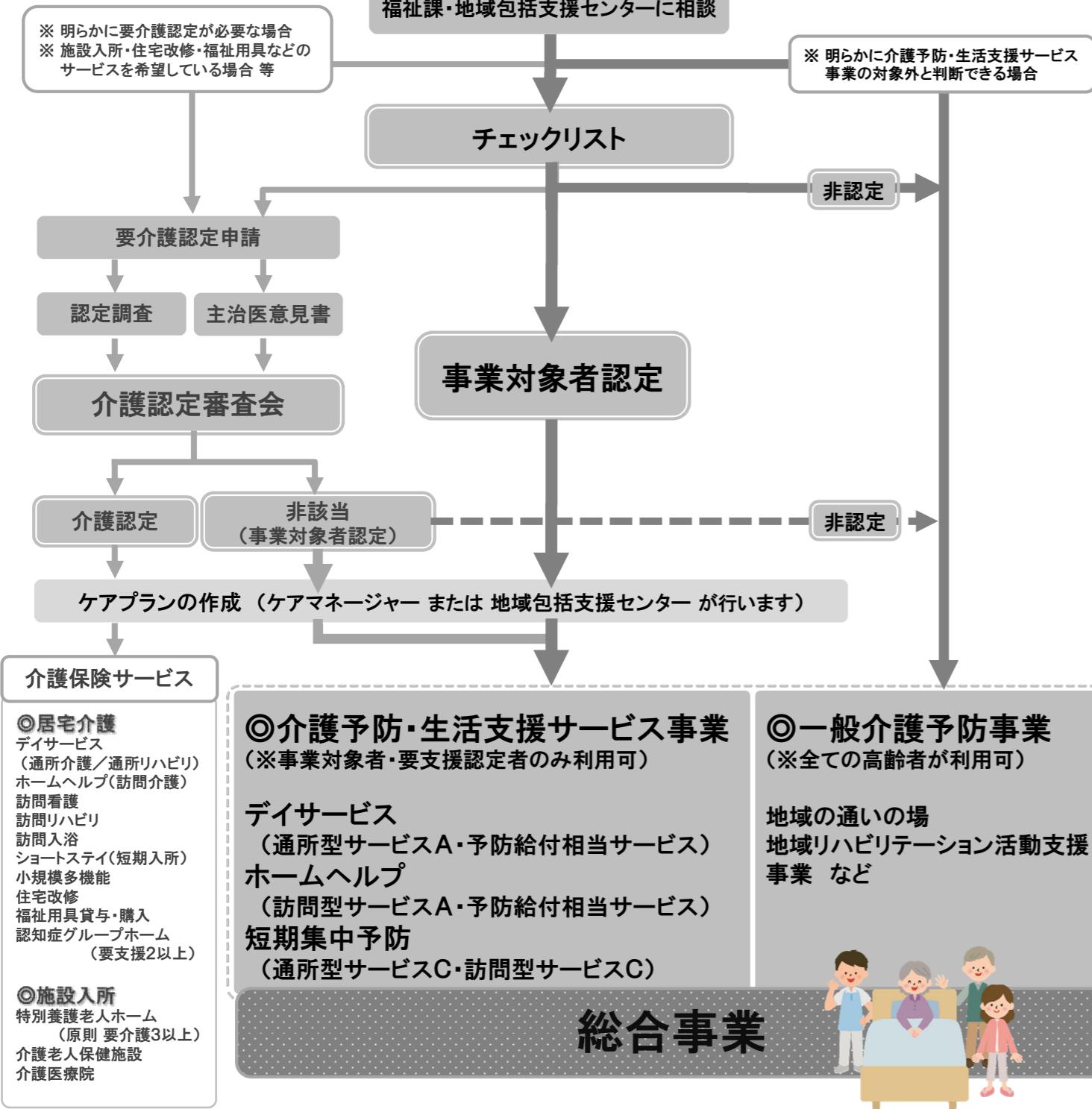


# 総合事業 利用の流れ



駒ヶ根市地域包括支援センター  
(駒ヶ根市 地域保健課)  
TEL: 0265-81-6695 (直通)  
TEL: 0265-83-2111 (内線336~342)

駒ヶ根市 福祉課 介護高齢福祉係  
TEL:0265-83-2111 (内線316~318)

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号  
FAX:0265-83-8590  
<http://www.city.komagane.nagano.jp/>

# 駒ヶ根市 介護予防・日常生活支援総合事業 利用者向け リーフレット



## 総合事業とは？

- 駒ヶ根市では、地域の誰もが参加できる、身近な場所での通いの場など、住民の自主的な介護予防活動の立ち上げや、運営について幅広く応援しています。また、自立した日常生活を送ることを支援するための通所・訪問サービスの事業を行っています。
- このような事業を、「介護予防・日常生活支援総合事業」と呼び、通称「総合事業」としてご案内しています。
- 「総合事業」は、要介護状態になることの予防または自立支援を促進することを目的としています。加齢や病気等により、日常生活に支障が出ても、効果的な支援により「元の状態を取り戻す」こともあります。

## どうすれば、利用・参加できますか？

- チェックリストによる簡単な質問にお答えいただきます。その結果により、「事業対象者」として認定されれば、介護予防・生活支援サービス事業の「通所型サービス（デイ）」や「訪問型サービス（ホームヘルプ）」などのサービスが利用できます。
- 「事業対象者」として認定されなくても、一般介護予防事業の「地域の通いの場」など様々な事業に参加することができます。
- 具体的な利用の流れについては、左記の「総合事業 利用の流れ」をご覧ください。



# 駒ヶ根市 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

## 介護予防・生活支援サービス事業

以下のサービスを受けるには、①「要支援」または「事業対象者」の認定、  
②地域包括支援センターによるケアマネジメントが必要です。

### 予防給付相当サービス（デイサービス）

入浴支援や、生活機能を向上するための機能訓練を目的としたデイサービスを提供します。

### 通所型サービスA（デイサービス）

運動・レクリエーション等のデイサービスです。通常のデイサービスより短時間で実施している事業所もあります。

### 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

ゴッチャ！ウェルネス駒ヶ根（運動施設）で、リハビリ専門職がストレッチや筋トレ方法等を3か月間（週1回）指導します。

指導日時：毎週金曜 午前10時30分～午前11時30分

施設利用料：1回500円（無料体験あり）

### 予防給付相当サービス（ホームヘルプ）

認知機能の低下や、退院直後で身体状態が変化しやすく、専門的なサービスを必要とされる方に向け、身体援助（入浴・排泄などに関する支援）や生活支援（調理・洗濯・買い物・掃除・ゴミ分別）を主として提供しています。

### 訪問型サービスA（ホームヘルプ）

日常生活を送るうえで、身体的な課題により自分一人ではできないことを訪問介護員と一緒に、自立した生活に結びつくようなサービス（主に生活支援）を提供します。

### 訪問型サービスB（住民主体による支援）

住民によって提供される日常生活に対する支援です。主に、調理・洗濯・買い物・掃除・ゴミ分別・ゴミ出し・外出付き添い等を提供します。

### 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

自宅で、リハビリ専門職が本人の身体に応じた個別の運動プログラムを3か月間指導します。

通所



訪問



## 一般介護予防事業

以下の事業は、「要支援」や「事業対象者」の認定を受けなくても、65歳以上であれば、どなたでも参加することができます。

### 地域の通いの場

体を動かしたり、興味のある活動をしながら、介護予防を目的とした通いの場への参加を勧めています。仲間づくりや社会参加をすることで、見守りや閉じこもりの防止、地域づくりにも繋がります。また、通いの場の運営にご協力いただける方も広く募集しています。

介護予防



### 介護予防普及啓発事業（健康講座）

介護予防活動の重要性や健康維持の具体的な方法を周知するため、専門職や介護予防センターが地域に出向いて講座を実施します。

### 地域リハビリテーション活動支援事業

通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議・通いの場やデイサービスにリハビリテーション専門職等の関与を促進し、地域の介護予防の取組を強化します。

## 総合事業に関するご相談は・・・

総合事業のサービスを利用したい、通いの場に参加したいなどのご相談につきましては、下記までお問い合わせください。

### 総合事業のサービス利用や通いの場に関するご相談

#### 駒ヶ根市地域包括支援センター

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号

📞 0265-81-6695 (直通)

📞 0265-83-2111 (内線336～342)

FAX 0265-83-8590

### 通いの場の運営協力等に関するご相談

#### 駒ヶ根市社会福祉協議会

〒399-4103 駒ヶ根市梨の木2番25号

📞 0265-81-5900

